

史跡加茂遺跡

保存活用計画書



平成 28 年 3 月
川西市教育委員会



史跡加茂遺跡航空写真



史跡加茂遺跡航空写真（東より）



史跡加茂遺跡航空写真（西より）

史跡加茂遺跡

保存活用計画書

平成 28 年 3 月
川西市教育委員会

例 言

1. 本書は、川西市教育委員会が平成 26・27 年度に行った史跡加茂遺跡の保存活用計画策定に係る計画書である。
2. 本計画は、川西市教育委員会が主体となり、史跡加茂遺跡史跡等保存活用計画策定委員会の助言を得て策定した。
3. 本計画策定事業は、平成 26・27 年度文化庁の「史跡等保存活用計画等策定費国庫補助」を受けたものである。
4. 本計画の策定に当たっては、文化庁記念物課、兵庫県教育委員会文化財課の指導・助言をいただいた。
5. 本書の作成は、川西市教育委員会 教育推進部 まなび支援室 社会教育・文化財課があたった。
6. 本書の基本的な用語の定義は、下記のとおりである。
 - (1)「史跡加茂遺跡」は、兵庫県川西市加茂 1 丁目、南花屋敷 2 丁目に所在し、文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により史跡指定を受けたものである。指定範囲は、平成 12 年 7 月 31 日の指定と平成 23 年 2 月 7 日、平成 27 年 3 月 10 日の追加指定を受けた 31,506.45 m²の区域が該当する。
 - (2)「加茂遺跡」は、兵庫県川西市加茂 1 丁目、南花屋敷 2・3 丁目に所在する面積約 20 ヘクタールの範囲で、文化財保護法第 93 条第 1 項の規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に該当し、原則的には史跡指定地を含まないが、記述の上で史跡指定地を含む場合がある。
 - (3)「史跡保存計画区域」は、上記 (2) の「加茂遺跡」内のうち本計画で既指定地及び今後史跡指定を受け保存活用を図ろうとする区域をさしている。

本文目次

第Ⅰ章	川西市の概要	
1.	川西市の概況	1
2.	歴史	2
3.	人口世帯等の状況	4
第Ⅱ章	計画策定の沿革・目的	
1.	計画策定に至る経緯	7
2.	計画の目的	7
3.	委員会の設置及び開催	7
4.	計画の実施	7
第Ⅲ章	史跡加茂遺跡の概要	
1.	指定に至る経緯	11
2.	指定地の状況	11
3.	本市における他の計画	19
4.	関連法規制	20
5.	遺跡の概要	21
6.	史跡の本質的価値	26
7.	構成要素の特定	26
第Ⅳ章	現状・課題	
1.	保存管理の現状・課題	32
2.	活用の現状・課題	34
3.	整備の現状・課題	35
4.	運営・体制整備の現状・課題	35
第Ⅴ章	大綱・基本方針	
1.	大綱	36
2.	基本方針	36
第Ⅵ章	保存管理	
1.	方向性	37
2.	方法	37
第Ⅶ章	活用	
1.	方向性	43
2.	方法	43
第Ⅷ章	整備	
1.	方向性	47
2.	方法	47
第Ⅸ章	運営・体制の整備	
1.	方向性	53
2.	方法	53
第Ⅹ章	施策の実施計画の策定・実施	56
第Ⅺ章	経過観察	57

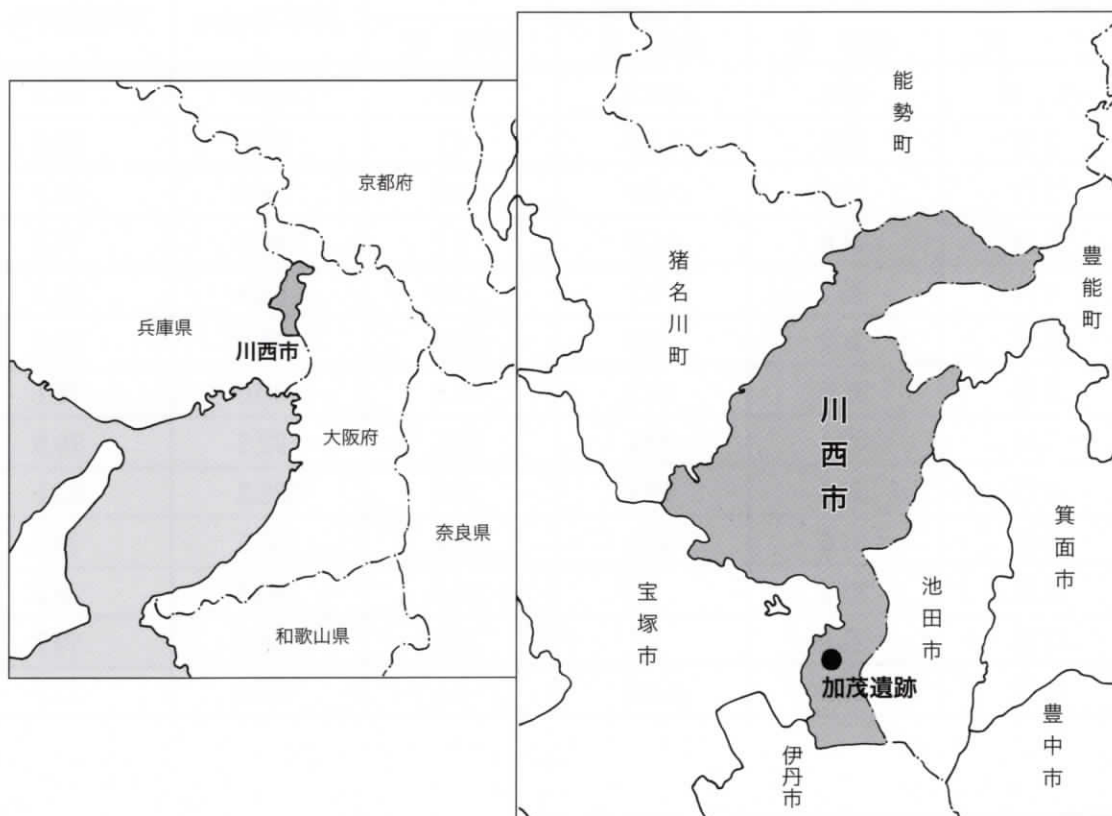
挿 図 目 次

第1図	川西市と史跡加茂遺跡の位置	1
第2図	川西市の文化財	3
第3図	総人口及び年齢構成別人口の推移	4
第4図	策定委員会の開催状況	10
第5図	史跡加茂遺跡の位置	12
第6図	史跡指定状況図	17
第7図	史跡指定地現況土地利用状況図	18
第8図	加茂遺跡遺構検出状況図	21
第9図	加茂遺跡の変遷	23
第10図	加茂遺跡弥生時代中期集落の構成と主要遺構	24
第11図	本質的価値を構成する要素となる遺構-1	27
第12図	本質的価値を構成する要素となる遺構-2	28
第13図	史跡の本質的価値を構成する諸要素	29
第14図	本質的価値に関連する要素・史跡に関わる施設	31
第15図	史跡指定地の現状	33
第16図	史跡保存計画区域設定図	38
第17図	史跡保存計画区域現況土地利用状況図	39
第18図	現在行っている活用事例	44
第19図	川西市南部古代遺跡群散策コース	45
第20図	川西市内の遺跡・文化財群	46
第21図	史跡整備に係るゾーン設定図	49
第22図	史跡整備イメージ図	50
第23図	史跡短期的整備イメージ図	51

挿 図 目 次

第1表	川西市の地勢	1
第2表	気象の状況	2
第3表	指定文化財一覧表	5
第4表	史跡加茂遺跡史跡等保存活用計画策定委員会構成表	9
第5表	史跡加茂遺跡史跡等保存活用計画策定委員会開催記録	10
第6表	史跡加茂遺跡現況土地利用区分表	16
第7表	史跡指定地内公有化土地一覧表	16
第8表	史跡指定地内先行取得土地一覧表	16
第9表	加茂遺跡年表	22
第10表	史跡保存計画区域における現況土地利用区分表	40
第11表	既指定地の保存管理方針	41
第12表	追加指定を要する区域の取り扱い方針	42
第13表	各ゾーンの整備方針	47
第14表	施策実施計画総括表	56
第15表	施策実施に係る経過観察表	57

第 I 章 川西市の概要



第 1 図 川西市と史跡加茂遺跡の位置

1.川西市の概況

川西市は、兵庫県の南東部に位置し、東は大阪府池田市と箕面市に、西は宝塚市と猪名川町、南は伊丹市、北は大阪府の能勢町と豊能町に隣接している。市域は、東西約6.5km、南北約15kmの南北に細長い形状を呈している。

地形は、南部のみ阪神間に広がる平野とつながり、中・北部は北摂山地を流れる猪名川に沿った山地・盆地等で、全体に起伏に富んでいる。気候は温暖である。

交通は、大阪方面と結ぶ阪急電鉄宝塚線やJR福知山線、市域を南北に縦断する能勢電鉄等恵まれた鉄道網となっている。また、道路は中国縦貫自動車道、阪神高速道路、国道173号・176号等が通り、現在北部で新名神高速道路の建設が進んでいる。

第 1 表 川西市の地勢

*平成 26 年度川西市統計要覧より

市役所所在地	位置	広ぼう (km)		海拔 (m)		面積 (k m ²)
	経緯度	東西	南北	最高	最低	
中央町 12 番 1 号	北緯 34° 49' 37" 東経 135° 25' 12"	6.5	15.0	660.1	15.0	53.44

第2表 気象の状況

*平成26年度川西市統計要覧より

平成26年 月	気 温			降水量 mm	平均湿度%
	最高 ℃	最低 ℃	平均 ℃		
年 間	37.4	△3.3	15.5	1286.5	76.2
1 月	13.8	△3.3	4.1	33.5	79.5
2 月	16.2	△2.4	4.8	36.0	75.7
3 月	21.6	△1.9	8.7	140.0	74.5
4 月	26.2	0.7	13.6	55.5	65.3
5 月	31.2	6.8	18.9	71.0	69.6
6 月	34.0	15.3	23.4	40.0	76.1
7 月	37.4	19.4	27.1	72.5	78.9
8 月	34.4	19.9	27.0	525.5	83.1
9 月	31.6	14.1	22.8	103.5	76.4
10 月	23.2	5.7	18.2	90.5	78.2
11 月	21.8	2.1	12.6	56.0	79.7
12 月	17.9	△2.0	5.1	62.5	77.7

2. 歴史

旧石器～古墳時代の遺跡は市南部に集中しており、本保存活用計画の対象となる弥生時代の大規模集落加茂遺跡（国指定史跡）を初め、古墳時代後期の前方後円墳で精美な横穴式石室を有する勝福寺古墳（兵庫県指定史跡）等が分布している。

奈良時代は、摂津国川辺郡に含まれ、南部は雄家郷、中北部は大神郷おおむちに編制されていた。延喜式内社は、市南部に鴨神社と小戸神社、市中部に多太神社がある。古代寺院は、市南部に栄根寺おのねあり、隣接する栄根遺跡からは同寺の創建に使用されたと考えられる墨壺（兵庫県指定文化財）が出土している。

平安時代には、10世紀後半に清和源氏の祖源満仲が市中北部から猪名川上流域を開発し、武士団を形成するとともに多田院（現在の多田神社、国指定史跡）を建立している。多田院は、満仲の廟所が営まれたことから、源家祖廟の寺として歴代將軍家の崇敬を受け、現在の本殿・拝殿等（国指定文化財）は徳川將軍家により再興されたものである。中世寺院には多田源氏の伝承が残る満願寺があり、千手観音菩薩立像（兵庫県指定文化財）等の平安時代の仏像群や鎌倉時代の九重塔（国指定文化財）等を伝えている。

近世には、市中北部から近隣市町にかけて広がる多田銀銅山が栄え、現在の猪名川町銀山地区（国指定史跡）に江戸幕府の銀山役所が設置される。市北部の山下町・下財屋敷にも役所が設置され製錬町が形成されたが、この地区で近代まで製錬を営んだ平安家の住宅（国登録文化財）と同家の製錬所跡は川西市郷土館として保存・公開している。また、坑道は本市域中北部にも多数分布し、とくに国崎字小路・知明・卯ノ戸の坑道群は市指定文化財（史跡）に指定している。

近代になると、明治30年に阪鶴鉄道（現在のJR福知山線）、明治43年に箕面有馬電気軌道（現在の阪急電鉄宝塚線）、大正2年に能勢電気軌道（現在の能勢電鉄）等鉄道の整備が始まる。また、これに伴い市南部を中心に住宅地の開発が始まっている。

明治22年には町村制が実施され、川西村・多田村・東谷村が誕生し、大正14年には川西村に町制が施行された。その後、昭和29年8月1日、川西町・多田村・東谷村が合併して川西市となった。昭和40年代以降は、鉄道網を軸とした大阪への通勤圏として大型ニュータウンが多数開発され、人口が急増し現在人口約16万人の住宅都市となっている。



勝福寺古墳横穴式石室
(県指定文化財)



満願寺九重塔
(国指定文化財)



多田銀銅山国崎字小路坑道群
(市指定文化財)



多田神社本殿
(国指定文化財)

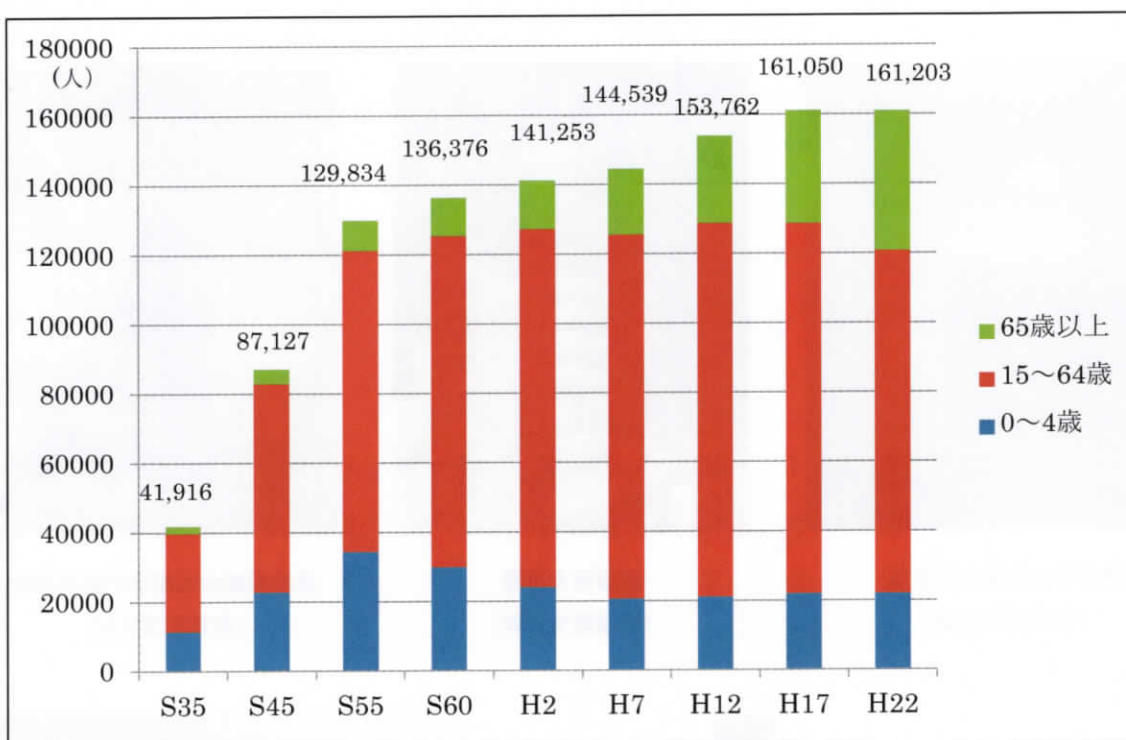


川西市郷土館旧平安家住宅
(国登録文化財)

第2図 川西市の文化財

3. 人口世帯等の状況

人口は、昭和30年代中頃から急増し、平成12年までは増加傾向であったが、平成17年以降は約16万人で推移し、現在は微減の状況となっている。世帯数は約6万世帯で、世帯あたりの構成人員は平成17年2.56人/世帯、平成22年2.41人/世帯と減少している。年齢構成別人口は、0～14歳が減り、65歳以上が増え、少子・高齢化の傾向が顕著に表れている。



第3図 総人口及び年齢構成別人口の推移 *第5次川西市総合計画より

第3表 指定文化財一覧表 (平成28年3月1日現在。市由来以外の物を除く。)

No.	区分	種類	物件名	所在地	所有者・管理者	指定年月日
1	国 指 定	建	九重塔	満願寺町7	満願寺	S28.8.29
2		〃	多田神社本殿・拝殿・随神門	多田院多田所町1	多田神社	S41.6.11
3		絵	絹本着色阿弥陀二十五菩薩 来迎図	西畦野1丁目7	小童寺 (大阪市立美術館)	M37.2.18
4		古	多田神社文書	多田院多田所町1	多田神社	S63.6.6
5		史	多田院	〃	〃	S26.6.9
6		〃	加茂遺跡	加茂1丁目、南花屋敷2丁 目	市ほか	H12.7.31 H23.2.7(追加指定) H27.3.10(追加指定)
7	兵 庫 指 定	建	多田神社東門	多田院多田所町1	多田神社	S43.3.29
8		〃	多田神社西門	〃	〃	〃
9		〃	多田神社南門	〃	〃	〃
10		〃	六所神社本殿	〃	〃	S44.3.25
11		〃	巖島神社本殿	〃	〃	〃
12		〃	春日神社本殿	久代3丁目27	春日神社	S49.3.22
13		〃	満願寺本堂内宮殿	満願寺町7	満願寺	S61.3.25
14		彫	木造薬師如来坐像	南花屋敷2丁目13-10	西光寺 (市文化財資料館)	S36.8.23
15		〃	木造千手観音菩薩立像	満願寺町7	満願寺	S53.3.17
16		〃	木造聖観音菩薩立像	〃	〃	S55.3.25
17		〃	木造十一面観音菩薩立像	〃	〃	〃
18		〃	木造金剛力士立像	〃	〃	S56.3.24
19		考	栄根遺跡出土墨壺	南花屋敷2丁目13-10	市 (市文化財資料館)	S62.3.24
20		〃	勝福寺古墳出土品	〃	市・勝福寺 (市文化財資料館)	H26.3.14
21	民	旧下堂家住宅	美山台3丁目5-1	市 (市歴史民俗資料館)	S54.3.20	
22	〃	旧福田家住宅	〃	〃	S55.3.25	
23	史	勝福寺古墳	火打2丁目393	勝福寺	H26.3.14	
24	天	大クス	小戸1丁目13-17	小戸神社	S41.3.22	
25	市 指 定	建	多太神社本殿	平野2丁目20-21	多太神社	S46.11.1
26		〃	稲荷神社本殿	東畦野3丁目17-1	稲荷神社	〃
27		〃	小戸神社本殿	小戸1丁目13-17	小戸神社	H22.6.18
28		〃	徳林寺宝篋印塔	黒川字田中225	徳林寺	S43.10.31
29		〃	慶積寺宝篋印塔	一庫3丁目24	慶積寺	S43.11.21
30		〃	慶積寺五輪塔	〃	〃	〃
31		〃	無縫塔	西畦野1丁目7	小童寺	S46.11.1

32	市 指 定	建	十三仏	西畦野1丁目7	小童寺	S4611.1	
33		"	宝篋印塔	東畦野6丁目13-22	慶昌寺	S51.11.1	
34		彫	木造毘沙門天立像	満願寺町7	満願寺	S42.11.2	
35		"	木造如来坐像	山下町19	甘露寺	"	
36		"	木造阿弥陀如来坐像	"	"	"	
37		"	木造聖観音菩薩立像	一庫3丁目24	慶積寺	S47.11.1	
38		"	木造不動明王立像	"	"	"	
39		"	多田神社随神門の随神	多田院多田所町1	多田神社	S56.1.28	
40		"	木造十一面観音菩薩立像	小花1丁目17-15	観音寺	H22.6.18	
41		工	多田神社神輿	多田院多田所町1	多田神社	S49.3.30	
42		"	多田神社本殿内宮殿	"	"	"	
43		"	多田神社本殿内厨子	"	"	"	
44		"	瓦製狛犬	久代3丁目27	春日神社	H14.3.12	
45		"	木造狛犬	小戸1丁目13-17	小戸神社	H22.6.18	
46		書	大般若経600巻	満願寺町7	満願寺	S49.3.30	
47		考	町石	加茂2丁目4	阿弥陀寺	S47.11.1	
48		"	多太神社社号標石	平野2丁目20-21	多太神社	"	
49		"	栄根遺跡出土木舟	南花屋敷2丁目13-10	市 (市文化財資料館)	S60.11.29	
50		史	満願寺書院庭園	満願寺町7	満願寺	S42.11.2	
51		"	満願寺五輪塔群	"	"	"	
52		"	多田銀銅山国崎字小路坑道群	国崎字小路13外	猪名川上流広域ごみ 処理施設組合	H27.3.31	
53		"	多田銀銅山国崎字知明・卯ノ戸坑道群	国崎字知明・卯ノ戸地内	兵庫県	H27.9.4	
54		天	満願寺の樹林	満願寺町7	満願寺	S561.28	
55		"	平野神社社叢	笹部2丁目35	平野神社	S60.11.29	
56		"	慶積寺のカヤ	一庫3丁目24	慶積寺	"	
57		"	黒川字奥瀧谷エドヒガン群落	黒川字奥瀧谷1-1外	能勢電鉄(株)	H23.9.9	
58		"	水明台1丁目エドヒガン群落	水明台1丁目7-1外	市	"	
59		"	国崎字小路エドヒガン群落	国崎字小路13外	猪名川上流広域ごみ 処理施設組合	H27.3.31	
60		"	国崎字知明・卯ノ戸エドヒガン群落	国崎字知明・卯ノ戸地内	兵庫県	H27.9.4	
61 ~ 75		国 登 録	建	旧平安家住宅主屋ほか14棟	下財町4-1	市 (市郷土館)	H8.12.20 H9.5.7
76 77			"	旧平賀家住宅主屋ほか1棟	"	"	H8.12.20 H9.5.7
78 ~ 80			"	水口家住宅主屋ほか2棟	-	個人	H17.11.10

第Ⅱ章 計画策定の沿革・目的

1. 計画策定に至る経緯

加茂遺跡は、大正4年(1915)に発見され早くから弥生遺跡として著名であったが、昭和40年代からの緊急発掘調査により、とくに弥生時代中期に約20ヘクタールの規模を有する大規模集落であることが明らかになってきた。

川西市では、昭和52年国史跡指定を受け保存する方針を決定したが、調整が長期化し平成12年7月31日に約2.3ヘクタールの史跡指定を受けるに至った。その後、平成23・27年の追加指定を受け、現在約3.15ヘクタールの指定地面積となっている。

史跡指定後土地の公有化も進めてきたが、住宅開発に対応する緊急保護措置が主な要因となっており計画的な公有化でなかったこと、またこれまでの保存計画区域が発掘調査の進展で明らかになってきた環濠で囲まれた集落中心域の範囲と合致していないこと、将来の活用整備計画を明らかにしていない等の問題があり、これらを解決するため保存活用計画を策定することとした。

2. 計画の目的

これまで行ってきた史跡保存の経緯や現状を踏まえ、今後目指すべき史跡の姿を明らかにし、これを実現させるための保存活用計画を策定する。そのために行うべき基本項目は、下記のとおりである。

- (1) 近畿地方を代表する弥生時代の大規模集落跡として本質的価値を明らかにする。
- (2) 現在明らかになっている集落構造に合致した保存計画区域を設定する。
- (3) 現況土地利用状況を分析し、これに合わせた史跡管理、及び追加指定・公有化方針を策定する。
- (4) 上記計画に合わせた史跡活用・整備の方針を策定する。

3. 委員会の設置及び開催(次頁設置要綱及び第4図、第4・5表)

本計画の策定に関する助言を得るため、平成26年8月15日に「史跡加茂遺跡史跡等保存管理計画策定委員会」を設置した。また、文化庁の同事業補助要項名称の改定に伴い平成27年4月1日付で委員会名を「史跡加茂遺跡史跡等保存活用計画策定委員会」と改めた。

委員の構成は、「学識経験者」、「地元代表及び史跡の土地所有者」、「その他教育長が必要と認めるもの」のほか、オブザーバーから構成した。委員会は、平成26年度に2回、平成27年度に3回開催し、史跡保存活用計画についての助言を得た。

4. 計画の実施

史跡加茂遺跡保存活用計画の策定、実施・発効は下記のとおりである。

・策定 平成28年3月31日 ・実施・発効 平成28年4月1日

史跡加茂遺跡史跡等保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡加茂遺跡の保存活用計画の策定に関する助言を得るため、史跡加茂遺跡史跡等保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 史跡加茂遺跡の保存に関すること。
- (2) 史跡加茂遺跡の公開活用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保存活用計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから川西市教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験及び専門知識を有する者
 - (2) 地元代表者及び史跡の土地所有者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
- 3 委員会に、若干名のオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から保存活用計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育推進部まなび支援室社会教育・文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月15日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条の規定に関わらず、教育長が招集する。
- 3 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

第4表 史跡加茂遺跡史跡等保存活用計画策定委員会構成表

種別	氏名	所属	備考
専門委員	多淵 敏樹	神戸大学名誉教授 【策定委員会委員長】	学識経験者 川西市文化財審議委員長
	福永 伸哉	大阪大学大学院教授	学識経験者 川西市文化財審議委員
	高橋 知奈津	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部遺跡整備研究室	学識経験者 史跡整備
委員	笹部 尚希	鴨神社宮司	国史跡土地所有者
	今井 豊治	鴨神社氏子総代長 【策定委員会副委員長】	国史跡土地所有者
	坂上 和弘	加茂生産組合長	地元生産組合長（平成26年度）
	西口 博一	加茂生産組合長	地元生産組合長（平成27年度）
	白崎 邦男	加茂小学校区コミュニティ推進協議会長	地元コミュニティ会長
	田中 政三	加茂自治会長	地元自治会長（平成26年度）
	佐々木 唯誌	加茂自治会長	地元自治会長（平成27年度）
	森田 長義	南花屋敷自治会長	地元自治会長
	乾 要人	加茂第三自治会長	地元自治会長
	多田 新二郎	東雲自治会長	地元自治会長
オブザーバー	山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	
	中村 弘	兵庫県教育委員会文化財課主査	平成26年度
	小川 弦太	兵庫県教育委員会文化財課主査	平成27年度
事務局 川西市教育 委員会	石田 剛	教育振興部長（平成26年度） 教育推進部長（平成27年度）	
	柳川 明彦	社会教育室長（平成26年度）	
	枅川 隆雄	まなび支援室長（平成27年度）	
	井上 昌子	社会教育室主幹（平成26年度） 社会教育・文化財課長（平成27年度）	
	山田 浩史	社会教育室主任（平成26年度） 社会教育・文化財課主任（平成27年度）	
	岡野 慶隆	社会教育室主事（平成26年度） 社会教育・文化財課主事（平成27年度）	

第5表 史跡加茂遺跡史跡等保存活用計画策定委員会開催記録

年 度	開催日	会 場	議 題
平成 26 年度	9 月 17 日	川西市文化財資料館	正副委員長の選出 委員会の進め方について 加茂遺跡の概要について
	2 月 25 日	加茂遺跡内	加茂遺跡内現況視察 (鴨神社・農地・宅地・宮川石器館等)
平成 27 年度	6 月 2 日	川西市文化財資料館	今後の保存範囲の決定について 現況土地利用と保存方針について
	8 月 31 日	川西市文化財資料館	公有化すべき土地について 将来の整備・活用 市と市民との協働
	1 月 19 日	川西市文化財資料館	保存活用計画策定案の検討



第 1 回 策定委員会



宮川石器館の視察



鴨神社の視察



公有地の視察

第 4 図 策定委員会の開催状況